



発行所 岐阜県加茂郡東白川村公民館  
印刷所 今井印刷

村議会定例会

三十三年度決算を認定

歳入 四十七百八拾九万円

東白川村議会第一回定例会が去る一月三十日役場で開かれました。当日の議題は総額四千七百万円を超える昭和三十三年年度決算の認定をはじめ三十四年度追加予算など七件を審議の結果原案どおり可決になりました。このうち、三十三年度決算の状況はつぎのようになっております。

(説明) 昭和三十三年年度予算の執行については、予算編成の占める村税は、村民各位に努めております。滞納分についてはその整理に努めております。財産収入一千百万円の使

(一般会計)

科 目	予算額	収入済額
①村税	8,436,850	8,797,723
国税	1,655,200	1,914,337
地方税	4,369,950	4,594,712
地方交付税	192,700	200,720
地方債	649,000	621,437
地方債	1,010,000	1,034,970
地方債	550,000	420,267
地方債	6,000	5,820
地方債	4,000	4,460
地方債	0	1,000
②地方交付税	8,642,000	8,642,000
③公債	9,142,000	11,010,563
④分担金	763,150	821,950
⑤使用料	129,900	149,500
⑥国庫支出金	486,320	496,887
⑦県支出金	2,073,980	1,575,959
⑧寄附金	977,200	838,400
⑨繰越金	546,800	546,877
⑩雑収入	1,766,100	1,803,817
歳入合計	32,964,300	34,683,676

(国民健康保険会計)

事業勘定

科 目	予算額	収入済額
①保険料	1,613,400	1,589,688
②財産収入	5,000	
③国庫支出金	1,584,200	1,675,777
④県支出金	44,800	32,400
⑤繰入金	800,000	800,000
⑥繰越金	375,241	375,241
⑦雑収入	121,400	95,396
歳入計	4,544,041	4,568,502

(一般会計)

科 目	予算額	支出済額
①議会費	642,600	619,540
②役場費	4,627,800	4,481,497
③消防費	2,103,300	2,082,087
④土木費	2,348,300	2,318,777
⑤教育費	8,114,650	7,674,710
委員学校費	944,600	886,144
小中学校教育費	2,904,250	2,854,311
社会教育費	1,136,600	1,109,946
社会教育費	3,129,200	2,824,309
⑥労働施設費	381,700	302,473
⑦保健衛生費	1,302,000	1,055,049
⑧産業経済費	5,177,450	4,465,193
⑨財産費	1,728,800	1,670,806
⑩統計調査費	29,600	17,361
⑪選挙費	240,500	212,086
⑫公債費	500,000	496,537
⑬諸支出金	5,567,500	5,467,615
⑭予備費	200,100	
歳出合計	32,964,300	30,863,731

途については、五加小学校よつて九一%を収入致し、現況であります。内部改装費一八〇万円を、したが、尙九%の滞納をみ以上決算は、三十四年十二月二十四日村議会の認定はじめ、教育施設、備品、道、ましたのでこれも整理のため、教育施設の維持補修、産業振、め不断的努力を続けており、村有林地の撫育手入れ、格別のご協力を、一月三十日認定され去、すべて投資的、建設的、お願ひする次第であります。た。別表をご参照下さい。

歳出

科 目	予算額	支出済額
①事務所費	603,531	528,261
②保険給付費	3,175,000	3,094,019
③保健施設費	387,310	303,029
④財産費	10,000	10,000
⑤公債費	5,000	
⑥諸支出金	56,000	48,161
⑦繰出金	277,200	277,200
⑧予備費	30,000	
歳出計	4,544,041	4,260,670

共計昭和三十三年度へ繰越  
三〇七、八三二円

歳入歳出差引残金  
三、八一九、九四五円

科 目	予算額	支出済額
①施設費	5,343,825	5,108,219
②医療費	2,489,000	2,204,007
③給食費	832,675	788,399
④予備費	50,000	
歳出計	8,916,925	8,302,050

歳出

科 目	予算額	収入済額
①診療収入	4,871,425	4,291,688
②一部負担金	2,260,000	1,217,810
③使用料	31,000	38,218
④国庫支出金	171,000	171,444
⑤繰入金	1,292,700	1,292,700
⑥繰越金	290,800	272,633
⑦県支出金	96,400	96,400
⑧繰上入金		921,157
歳入計	8,916,925	8,302,050

歳入

診療施設勘定

公益質舗会計

歳入

科 目	予算額	収入落額
金 入 金 入	270,000	162,830
子 收 入 金 入	36,000	36,474
回 利 繰 入 金 入	120,000	137,226
雑 入 金 入	30,000	
歳 入 合 計	456,000	336,530

歳出

科 目	予算額	支出済額
費 金 支 出	24,000	3,600
所 立 支 出	240,000	192,830
積 立 支 出	180,000	170,100
諸 予 備 費	10,000	
歳 出 合 計	456,000	336,530

歳入歳出差引

歳入歳出差引

「造林条例」を設定

先号でもお知らせしましたように、こんど村の公私経済の一大基盤とも云うべき山林の造成と人工造林の拡大をはかり、村の将来に備えんことを目的として「東白川村分収造林条例」が設定され、広く村内に協力をのぞむこととなりました。

この条例の全文をつぎに紹介します。

東白川村分収造林条例

(目的)

第一条 この条例は、森林資源造成のため人工造林地の拡大を図り、もつて水源かん養及び国土の保全に資することを目的とする。

(造林の方法)

第二条 村は、当該土地の所有者(以下「土地所有者」という。)との契約により、地上権を設定し四十五年を限度として収益を分収する条件で造林を行う。

(契約書)

第三条 第二条により契約が成立したときは、別に定める契約書二通を作製し、両者各一通ずつ保存する。

四、境界標その他の標識の保存

2 土地所有者は、前項各号に掲げる事項について、村の指示があるときは、これを拒むことができない。(下草等の採取)

第七条 土地所有者は、村の承認を得て、次に掲げるものを採取することができる。

- 一、下草、落葉及び落枝
- 二、樹実及び菌たんの類
- 三、手入れのために伐採する枝条の類
- 四、植樹後十五年以内において手入れのため伐採する樹木

五、根株

(天然に生じた樹木)

第八条 造林着手後天然に生育した樹木は、造林した樹木とみなす。造林に着手する前から存する樹木で、造林した樹木とともに生育させるものについても、また、同様とする。

(収益分収の割合)

第九条 造林の収益分収の割合は、村十分の六、土地所有者十分の四とする(収益分収方法)

第十条 造林地の収益分収方法は、立木のまま売却

金で、伐採、運搬または加工して売却したときはその売却代金からこれらに要した費用を控除した残金について行う。ただし、特別の事由がある場合は、材積で行うことができる。この場合において、伐採その他に要する費用は、時価による材積に換算して控除する。

2 売却代金をもつて収益を分収する場合における樹木の売却及び材積をもつて収益の分収をする場合における樹木の指定は、村が行うものとする。

(固定資産税等)

第十一条 契約後において生ずる固定資産税は土地所有者が負担し、山林火災保険料、林道の開設、修理にかかる負担金、その他の費用は第九条に定める収益分収割合により負担するものとする。

但し、地上権の設定並びに抹消に要する費用は村が負担する。

(賠償金等)

第十二条 造林した樹木に關し、第三者からうけた賠償金その他の取得金額は、その請求に要した費用を控除して第九条に規定する割合に依り算出する。

土地所有者とがこれを分収する。

(権利の処分)

第十三条 土地所有者は、造林地若しくは造林地の土石または契約による権利を処分しようとするときは、あらかじめ村の承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第十四条 村は、次の各号に掲げる場合において、造林地の一部または全部について契約を解除することができる。

- 一、公用または公益事業のため必要があるとき
- 二、造林地を林野以外の用途に供する特別の必要があるとき
- 三、土地所有者が、契約による権利を処分したとき
- 四、契約の目的を達することができないとき

(解除の効果)

第十五条 前条の規定により契約を解除したときは、前条第三号の規定による場合を除き、直ちに収益の交付を行う。

(委任)

第十七条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は公布の日から施行する。

定する収益金の交付額に相当する金額を控除した金額を村に納付しなければならぬ。ただし、その金額が、造林のため村の支出した金額とこれに對する複利計算による年五分五厘の利息に相当する金額との合計額に達しないときは、その合計額を納付しなければならない。

3 土地所有者は、前項の規定による金額を納付したときは、造林にかゝる樹木について村の有する権利を取得する。

(個人又は法人が行う造林)

第十六条 個人又は法人(以下「個人」という。)が行う造林については、村が監督しこの条例の定めるところによる。

2 個人が行う造林契約が成立したときは、契約書の写の一部を村長へ提出するものとする。

(委任)

第十七条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は公布の日から施行する。

この条例は公布の日から施行する。

(樹木の届書)



# 署り 務よ 税だ

## 贈与税の 申告と納税

二月は贈与税の申告と納税の月です。この税金は一般になじみがうすく案内知られていませんが、次のことをよく読んで該当の方は申告や納税を忘れないようお願いいたします。

その財産を公益の増進に使うことが明らかなら、公職選挙の候補者が選挙運動に關してもつた財産で正式に届出たものは贈与税がかかりません。

一、昨年一月から十二月までの一年間に個人から金銭や土地、家屋など合計額が二十万円以上の財産をもつた人は、二月一ぱいに贈与税の申告をし、それに見合う税金を納めなければなりません。

また昨年中にもつた財産が二十万円以下でも、昨年一年と引つゞき同一人物から各年十万円をこえる財産をもつた場合は、やはり贈与税の申告と納税が必要です。

二、贈与を受けた財産でも会社など法人からもつた財産(所得税法の一時所得となる)扶養義務者から生活費や教育費としてもらつた財産(但しその額が大きいと課税される)。

三、次のような場合は、贈与税がかからないと思つてゐる方が多いようです。①市価より著しく低い価格で財産を譲り受けた場合は、市価と譲渡価格との差額について贈与がなされたものとみなして、贈与税がかかります。

②親の財産で不動産を購入し子供の名義で登記した場合や、夫の財産で妻の名義の株式を取得した場合等は、いづれも贈与税がかかります。

以上、財産の評価方法に疑問があつたり、申告の方法が分らない場合は税務署へお尋ね下さい。また一度に納税するのは困難な方には分割納付の便法もありますから遠慮なくご相談下さい。

税務署

あつちからも生産、こつちからも生産、農村に住む私たちの頭の中はこのこと一ぱいになつており、そしてより生産をたかめ、少しでも豊かになろうと毎日努力してゐる。

もうかる農業経営であつたい。どうしたらもつと儲かるか...周田からは、やれ稲作だ養蚕だ、それ茶業振興だ畜産だ、つぎに新しい方法や技術が移入し、私たちが追いついてゐる。

こうした渦巻く環境の中でこれからの経営の進め方について意見を述べてみたい。

昨年は戦后最大の豊作で、米も七千石もとり出荷も千五百石を記録し一躍生産村として、どの農家でも生産面では儲かつてゐるはずである。

中には、せつかくの米代金がいづの間にや肥料代で帳消しになつていた農家もないではない。生産増加とはたしかに数や量の上では多く作り出すことにはなつてゐる。

### 声の広場

相当の資本や労力を注ぎ込まねばなるまいし、生産の増加の裏に消費も倍加している事実も考えなければならぬ。

そこで、現在の農業経営の中心をなしている稲作の問題を例にとつてみると、この村では数年前まで自給自足に欠け、その絶対量確保のために如何なる犠牲に於いてでも増産と云う一語で進んでおり、生産村と云われるようになった現在でも益々これに拍車がかけて来ている。

米生産の増加、これのみを考えれば、その根本対策としての耕地整理や土壌改良、かんがい排水などの莫大な資本の投入は別として(これらは元手は米で取り返せぬ)、山の木にでも頼るより仕方ない)当面の稲栽培、施肥管理の面から、現在の米作りが儲かつてゐるかどうか診断してみよう。

かつて十年ほど前に、農林省の委託によつて、村内一〇戸余りの農家におねがひして二年間、米の生産費調査を行つたことがある。この調査の方法は、先づ

## 農業生産と... その分せき

種類のことからはしまつて米の脱く袂装までの労力八千円を差引けば余すところ二千円、これが計算上の資材のすべてを正確に記帳し、あとで労力はもとより資材は細一本までも金額に換算し、米の生産に要する経費(生産費)を調べたところがあるが、この結果ではこの村の平均の生産費は当時の米価の二倍と云う数字がでている。この生産費が米価の正当な基準でなければならぬのに、これでは当然採算が合わないはずである。(全国的にみて、平均して十年前頃

改善され、各戸の管理計画、施肥設計がなされてゐるとは云え、かつて十年前頃

幸いことしは「新農山村建設計画」の指定町村として、いろいろ研究されてゐるが、これらの新しい出発にあたり、個々の農家が自分たちの経営の基礎を知るために、各自の生産の実態を調査し、経営診断を実施することが目下の急務であることを強調する次第である。

うか? これに消費された肥料や薬剤は勿論その他の資材や農機具の償却費を見込んでみたことがあるだろうか? 労働に値する報酬がどのくらいになるか計算されたことがあるだろうか? 私たちはいま「生産」と云うかけ声に氣をとられ、数量を増すことばかりを考え、その裏にひそむ消費の面や、生産費の問題を忘れてゐることが多いように思う。

十年前のデーターではいまの生産の実態を判断できないかもしれないが、それならばこそ、もつともつと今の生産の実態を掘り下げてみる必要がある。

七千石と云う数字の裏にかくされている生産費の問題、どのぐらいたまはれてゐるだろうか?

おそれがある。

おそれがある。



